

# 財団法人おきなわ女性財団寄附行為

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、財団法人おきなわ女性財団という。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を沖縄県那覇市西3丁目11番1号に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、沖縄県における男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、女性に関する諸問題の調査研究、女性の社会活動に対する支援等を行うことにより、女性の地位向上及び社会参画の促進を図り、もって男女共同参画社会づくりに寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する意識啓発事業
- (2) 女性の社会参画支援事業及び男性の地域・家庭参画支援事業
- (3) 女性問題に関する総合的・実践的な調査研究事業
- (4) 女性団体交流ネットワーク事業
- (5) 女性の指導者育成事業
- (6) 女性情報の収集及び提供に関する事業
- (7) 女性問題等に関する相談事業
- (8) 男女共同参画推進の拠点となる施設の管理に関する事業
- (9) その他前条の目的達成に必要な事業

## 第2章 財産及び会計

### (財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生じる収入

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、沖縄県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後理事長が事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 3 箇月以内に沖縄県知事に報告しなければならない。この場合において財産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第 14 条 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 15 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役員

(役員の種類)

第 16 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 副理事長 1 名
- (3) 常務理事 1 名
- (4) 理事 15 名以上 20 名以内 (理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2 名

(役員を選任)

第 17 条 理事長は、理事会において互選し、副理事長及びその他の役員は、理事会の同意を得て理事長が選任する。

2 理事、監事及び運営委員は、相互に兼ねることができない。

3 理事 1 名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の

1 を超えてはならない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届けでなければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

( 役員の職務 )

第 18 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の日常の業務を処理し、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び沖縄県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

( 役員の任期 )

第 19 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員の解任 )

第 20 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められる

とき。

- 2 前項の場合、理事会において、議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

( 役員 の 報酬 )

第 21 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前各項の規定に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第 4 章 理事会

( 構成 )

第 22 条 理事会は、理事をもって構成する。

( 機能 )

第 23 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

( 招集 )

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。
- 3 定例理事会は、毎年 2 回これを招集する。
- 4 臨時理事会は、次の場合に招集する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の理事から付議すべき事項を記載した書面をもって請求があったとき。
  - (3) 第 18 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 5 理事長は、前項第 2 号及び第 3 号の規定により、招集の請求があった場合は、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するときは、理事に対し会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の 7 日前までに書面をもって通知しなければならない。

ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

( 議長 )

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

( 定足数 )

第 26 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

( 議決 )

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 書面表決等 )

第 28 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 27 条の規定の適用については、当該理事は、理事会に出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、理事に対し書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

( 議事録 )

第 29 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数及び氏名 ( 書面表決者及び表決の委任者については、その旨を付記すること。 )

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び結果

(6) 記事録署名人の選任に関する事項

2 記事録には、議長のほか、その理事会に出席した理事のうちから、その理事会において選任された記事録署名人 2 名以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 運営委員会

( 運営委員会 )

第 30 条 この法人に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、理事長の求めに応じ、事業の運営についての必要な事項を審議し、助言する。
- 3 運営委員会は、10人以上20人以内の委員をもって構成する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、理事長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 女性団体等を代表する者
  - (3) 行政関係者
  - (4) 運営委員公募枠に応募してきた者
- 5 委員は、役員を兼ねることができない。
- 6 運営委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 運営委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 8 運営委員会は、理事長が招集する。
- 9 運営委員会には第26条から前条までの規定を、委員には第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、第26条から前条までの規定中「理事会」とあるのは「運営委員会」と、「理事」とあるのは「委員」、第19条から第21条までの規定中「役員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、運営委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 賛助会員

### (賛助会員)

- 第31条 この法人の目的に賛同する個人及び法人その他の団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第7章 事務局

### (事務局及び職員)

- 第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
  - 3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第33条 この法人は事務所に民法第51条第1項に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を常に備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、運営委員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 財産及び負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 この法人が解散のときに有する残余財産は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、沖縄県知事の許可を得て、地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第9章 補則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則（平成 5 年 12 月 20 日沖縄県知事許可）

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立初年度の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 6 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の役員は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 8 年 4 月 1 日沖縄県知事認可）

この寄附行為は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 5 月 30 日沖縄県知事認可）

この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 10 年 6 月 11 日沖縄県知事認可）

この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日沖縄県知事認可）

- 1 この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 施工後の第 17 条第 1 号の規定にかかわらず、前項の認可のあった日(以下「施行日」という。)から施行日以降最初に開催される理事会において理事長が選任される日までの間は、施行日の前日において在任する理事長がその職務を行うものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 29 日沖縄県知事認可）

- 1 この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日沖縄県知事認可）

- 1 この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日沖縄県知事認可）

- 1 この寄附行為は、沖縄県知事の認可のあった日から施行する。